

<一般公衆浴場業・その他の公衆浴場施設 構造設備>

項目		根拠法令
脱衣室	男女別に設け、男女各室から相互に見通すことができない構造であること (個室内に設けられた脱衣室は、この限りでない)	市条例4条1号
	浴場の外部から見通すことができない構造であること	市条例4条2号
	換気を十分に行うことができること	市条例4条8号
	入浴者の需要を満たすことができる適当な広さで、かつ、衣類かごその他の衣類保管設備を有すること	市要綱3条
浴室	男女別に設け、男女各室から相互に見通すことができない構造であること (個室内に設けられた浴室及び衣類を着用する者のみを入浴させる浴室は、この限りでない)	市条例4条1号
	浴場の外部から見通すことができない構造であること	市条例4条2号
	換気を十分に行うことができること	市条例4条8号
	浴室は、湯気を適切に排出できる構造であること	市要綱3条
	内壁は、原則としてすき間がなく、平滑で、清掃しやすい構造であること	市条例4条3号
浴室及び浴槽	浴槽からあふれた浴槽水を浴用に供する構造になっていないこと	市条例4条5号
	浴室の床面、床面から高さ1mまでの内壁(腰張りを含む)及び浴槽は、耐水性を有する材料を用いること 内壁と床面の境界は、清掃しやすくごみがたまりにくい構造であること	市条例4条3号
浴室の床面及び浴槽の底面	排水が容易に行えるよう適当なこう配があり、すき間がなく、清掃が容易に行うことができる構造であること	市条例4条3号
洗い場	入浴者数に応じた十分な数の給湯栓及び給水栓を設けること	市要綱3条
	洗い場の床面から浴槽の上縁までの高さは、5cm以上であること	市要綱3条
飲用設備	入浴者が利用しやすい場所に、飲用に適した安全な水を供給する設備を1箇所以上設けること	市要綱3条
ろ過器	ろ過器は、原則として、砂式ろ過器(ろ過タンク内に、粒子の大きさ又は比重の異なる天然砂等のろ材を積層して温水又は水をろ過する方式のろ過器をいう)で、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であるものとし、かつ、ろ材には、十分な逆洗浄を行うことができるものを使用したものであること	市条例4条7号
	循環水がろ過器に入る前に集毛器を設置すること	市条例4条7号
	循環水がろ過器に入る直前に薬剤が注入されるよう浴槽水の消毒装置を設置すること	市条例4条7号
	浴槽水の補給口は、浴槽の底部に近い部分に接続する構造のもの又は微小な水粒の発生を防止する構造であること	市条例4条7号
打たせ湯又はシャワー	循環している温水又は水を用いる構造でないこと	市条例4条7号
気泡発生装置等	気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること	市条例4条7号
屋外の浴槽	屋外の浴槽水が配管等を通じて、屋内の浴槽水に混入することのない構造であること	市条例4条3号
貯湯槽	貯湯槽の湯水の温度を、通常の使用状態において、60℃以上に保ち、かつ、最大使用時においても55℃以上に保つこと	市条例4条7号
着衣、タオル等を貸与する場合	使用前及び使用後の着衣等を区別して衛生的に保管する棚、箱その他の保管設備を備えること	市要綱3条
便所	入浴者が利用しやすい場所に、手洗設備を備えた便所を設置すること	市条例4条4号
掲示	脱衣室等の見やすい場所に、浴槽内に入る前には必ず身体を洗うことその他の入浴上の注意を掲示すること	市条例4条7号
	湯栓又は水栓から供給される温水又は水が飲用に適さない場合は、その旨を表示すること	市条例4条10号
サウナ室(設備)	男女それぞれ専用のもので、男女各室から相互に見通すことができない構造であること (個室内に設けられたサウナ室については、この限りでない)	市条例4条6号
	出入口の扉には、室内の全部を室外から容易に見通すことができる窓を設けること	市条例4条6号
	室内外にサウナの利用基準温度及び湿度を表示し、温度計及び湿度計が内部の容易に見える適当な位置に備え付けること	市条例4条6号
	換気を十分に行うことができること (室内の最も低い床面に近接する適当な位置に給気口を設け、室内の最も高い床面の上部にある天井に近接する適当な位置に排気口が設けられていること)	市条例4条6号
	室内のよく見える場所に、利用上の注意に係る表示を掲示するとともに、ブザーその他の非常用設備を設けること	市条例4条6号
	床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料を用いること	市要綱3条